

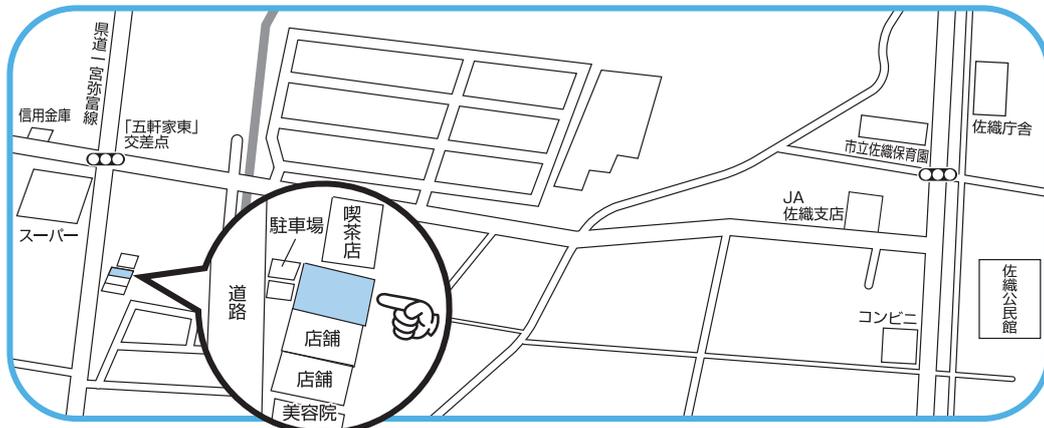
令和3年4月から地域包括支援センターサブセンターが変わります

現在、佐織庁舎2階にある地域包括支援センターサブセンターは令和3年3月をもって業務を終了し、令和3年4月より、社会福祉法人愛西市社会福祉協議会にセンターの業務委託をすることとなりました。変更後の地域包括支援センターは下記のとおりです。

【センター名】愛西市社協佐織地域包括支援センター

【所在地】町方町北堤外136番地5

※電話番号は4月号でお知らせします。



地域包括支援センターでは、どこに相談して良いか分からない心配事や悩みなど、高齢者などの総合的な相談・支援を行っています。

本人以外にも、ご家族による「利用できるサービスを知りたい」、近所の人「最近外出している姿を見なくなった」など高齢者に関する心配なことがありましたら、各地区の地域包括支援センターへご相談ください。皆様の生活をご支援します。

〈お住まいの地区の地域包括支援センター〉

佐屋地区

佐屋・佐屋西小学校区

地域包括支援センター(市役所高齢福祉課内) ☎(55)7117

市江・永和小学校区

佐屋苑地域包括支援センター(愛厚ホーム佐屋苑内)

☎(32)1999

立田・八開地区

市社協地域包括支援センター

(八開総合福祉センター内)

☎(37)5333

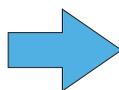
お気軽にご相談ください



不育症、不妊症と診断された夫婦への医療費助成制度が一部改正されました

一般不妊治療費助成および不育症治療費助成の対象者に、事実上婚姻状態にある男女が含まれます。また、支給要件の所得制限が廃止されました。令和3年1月1日以降治療終了分から適用となります。

改正前	
対象者	婚姻が確認できる法律上の夫婦
所得制限	夫婦合算730万円未満



改正後	
対象者	婚姻が確認できる法律上の夫婦または、事実上婚姻状態にある男女
所得制限	所得制限なし

※制度の概要については、広報2月号をご覧ください。

問 健康推進課(佐屋保健センター) ☎(28)5833